

○池田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3 月30日 条例第12号

注 平成14年 6 月14日 条例第23号より条文注記入る。

改正

平成14年 6 月14日 条例第23号

平成20年 9 月26日 条例第25号

平成22年 9 月29日 条例第20号

平成24年12月25日 条例第35号

平成28年 3 月 1 日 条例第 1 号

池田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、池田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、池田市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に対して交付する政務活動費の月額、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に50,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

3 四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の

属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の7日に交付する。ただし、その日が池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い当該市の休日でない日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、四半期の途中において所属議員の数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する別表に規定する経費に対して交付する。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定めるところにより、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月31日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者は、解散した日から60日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

4 政務活動費について残金が生じた場合は、会派は、収支報告書の提出と同時に当該残金を返還しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 6 月14日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 9 月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月29日条例第20号）

この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の池田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 1 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の池田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修・会議費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費、会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費、会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費